

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年11月27日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：インド国パンジャブ州における持続可能な園芸農業推進事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：インド国パンジャブ州における持続可能な園芸農業推進事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00712

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月27日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国パンジャブ州における持続可能な園芸農業推進事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年1月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払いの設定<sup>2</sup>

履行期間的に年度末部分払いの設定はありません。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部南アジア第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 12月 3日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 12月 4日 12時
3	質問への回答	2024年 12月 9日
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 12月 13日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2024年 12月 25日 11時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

<sup>3</sup> Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している (macOS は推奨しない)

(2024年10月追記版)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/u8cgGPG3a5>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書 (第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワード

は、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提

案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。  
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。



#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポ

一ザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	本邦企業を含めた民間企業連携	第3条(実施方針及び留意事項) (10)本邦技術の適用/本邦企業の参入促進 及び 第4条(業務の内容) (9)民間企業へのヒアリング
2	園芸作物バリューチェーン調査にかかる調査方針、調査手法(対象作物の選定方法含む)、調査期間等	第4条(業務の内容) (5)園芸作物バリューチェーン調査
3	Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用	第3条(実施方針及び留意事項) (17) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

## 【2】 特記仕様書(案)

### 第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### (1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

➤ 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資

料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。

- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。加えて、提案されているもの以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、実施機関及び Project Management Unit（以下、「PMU」と言う）と十分に協議を行うこと。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 本業務の成果をふまえ、JICA は本事業に関するファクト・ファインディング・ミッション（F/F）及び審査を 2025 年度 10 月～11 月に実施することを想定している（時期については変更の可能性がある）。また、必要に応じて調査ミッションを派遣する。F/F や審査、調査ミッション前に、本業務の進捗報告を行うとともに、必要に応じてミッションに同行し、情報収集や本事業の検討にかかる支援を行う。また、審査前に、JICA からの本業務結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答する。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。
- 本業務では、相手国政府・実施機関からの要請内容に対し、調査結果をもとに、事業スコープを確定する。特に第 3 条実施方針及び留意事項の記載の項目については特に十分な調査が必要となる。本業務の対象となるサイトから協力対象を選定するクライテリアについては本業務内で JICA 及び実施機関との協議を踏まえて最終化すること。

## （2）参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

### ① 公開資料

- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022 年 10 月）
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022 年 10 月）

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【農業・農村開発】
- 国際協力機構ホームページ「SHEP（市場志向型農業振興）アプローチ」
- 国際協力機構ホームページ「JICA DXLab 案件」

② 配布資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

(ア) IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）（以下「IRRマニュアル」という。）

(イ) コンサルティング・サービスのTOR

(ウ) 事業費の積算関連資料<sup>3</sup>コスト縮減検討関連資料

(エ) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(オ) パンジャブ州園芸局提出済の関連資料（質問への回答等）

(3) 審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

- ① 事業の背景と必要性
- ② 事業費
- ③ 事業実施スケジュール
- ④ 事業実施体制
- ⑤ 運営・維持管理体制
- ⑥ 調達・施工方法
- ⑦ 運用・効果指標
- ⑧ 内部収益率（IRR）
- ⑨ 環境社会配慮
- ⑩ 本邦技術・知見の活用及び日印連携の可能性
- ⑪ 類似の既往案件を踏まえた教訓の抽出と対応策の検討
- ⑫ コンサルティング・サービス

(4) 発注者への事前説明

---

<sup>3</sup> Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

#### （５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- JICA がこれまでインドで実施してきている円借款事業のうち、特に①「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業」及び②「同フェーズ2」、③「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業」を通じて得られたアセットを本事業で活用することが期待されている。具体的に、①及び②は穀物から園芸作物への作物多様化、③は地域内で比較優位のある園芸作物の産地形成に取り組んでおり、これらの事業を通じて得られたアセットを本事業の事業計画及びその実施に際して活用していくことを想定している。本調査の実施においては、上記の先行調査・先行事業で収集された情報を十分に把握、活用するよう留意しつつ、先行事業の教訓を整理し、案件形成に活用する。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
  - ① 「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業」
  - ② 「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業（フェーズ2）」
  - ③ 「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業」
  - ④ 「ハリヤナ州持続可能な園芸農業推進事業準備調査」（2024年）
  - ⑤ 「ハリヤナ州における持続可能な園芸農業推進事業（第一期）」（2024年）
- その他、パンジャブ州政府や園芸局が有する情報や他ドナー等の調査から得られる情報も最大限に活用する。

#### （６）詳細事業計画の策定・事業実施体制及び運営維持管理体制の提案

- 本事業は多様なコンポーネントで構成される事業であるため、先方政府が提案する事業計画のレビュー・調査での改善提案結果等を踏まえ、実現可能な事業目標を設定する。その達成に向け、作物多様化及びバリューチェーンの構築を通じた持続可能な農業推進及び所得向上のための事業戦略を策定する。また、右事業

戦略に基づき、詳細事業計画（Detailed Scope of Work）を策定することとする。

- さらに、事業スコープに基づいて、先方政府作成の事業計画で提案されている体制のレビューを行う。その上で、当該事業スコープをスケジュール通りに実施し、事業効果を持続的に発現させるために必要な本事業の実施体制と運営維持管理体制を提案する。

#### （7）本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。
- なお、検討の結果、パンジャブ州の対象候補県の絞り込みを行う必要がある場合、パイロット事業としての展示普及効果、インド政府やその他ドナーが支援する事業との連携のフィービリティ、その他事業の特性に照らして設定する基準（ex.大気汚染、地下水枯渇や土壌劣化状況等）に留意する。
- サブプロジェクトとしての事業対象候補地域やサブプロジェクトの中でさらに対象となる対象候補農家の選定基準・プロセスについて実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、JICA に提案する。その際に、治安・安全面上懸念が示される地域については JICA と十分に協議をした上で候補とするか否かを検討する。また、対象候補農家の選定基準策定に際し先進的で意欲のある農家が選定されるよう、また女性農家も包摂されるよう、留意する。
- さらに、本事業は審査時点で全てのサブプロジェクトを確定しないため、実施機関と協議のうえ、事業対象候補をリストアップしたロングリストを作成・提案する。その際に、「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、カテゴリ A 案件に該当するような環境社会影響の大きいセクター、特性・地域に該当する見込みのサブプロジェクトは本事業では対象としないことを踏まえ、選定基準としてカテゴリ A 案件を回避する点を盛り込むよう提案を行う。

#### （8）作物多様化による環境負荷軽減策の効果検討

- パンジャブ州は地下水枯渇のリスクがインドの中でもっとも大きい地域にあるとされ、州面積の約 8 割でかかる枯渇が問題とされている。特に、同州中部地域では過去 20 年間（2000～2019）で地下水位が平均 9.46m、最大 22.48m 低下し、現在も年間 41.6cm のペースで低下している（パンジャブ州園芸局）等、コメや小麦を中心とした穀物生産における過剰揚水が大きな課題となっている。

特に、地下水をくみ上げて水田に水を張ってため続ける湛水を行うコメはその他の園芸作物と比較して水使用量が多量となっており、地下水利用の観点で環境負荷が大きいと考えられる。

- また、パンジャブ州は地下水資源保護の観点から、同州では雨期前の田植えが禁止されている。そのため、夏作の稲の収穫と冬作の小麦の播種を短期間で行う必要があり、これは多くの農家に対し、費用的・時間的観点から稲藁の野焼きという行動を余儀なくさせ、結果的に、同州及びデリー周辺の大気汚染という深刻な問題を引き起こしている。
- 本調査では、大気汚染、地下水枯渇や土壌劣化等の実態や要因を確認の上で、野菜等への作物多様化がどの程度の負荷軽減につながるかの定量的及び定性的効果について検討すること。また、作物多様化以外にもこれらの課題に対する取り組みを本事業で実施できないか検討の上、提案すること。

#### (9) バリューチェーン全体最適化

- 本事業はバリューチェーンの構築及び改善を行うこととしていることから、本業務ではバリューチェーンのステークホルダーの把握が不可欠となる。その上で、官・民（農家組織含む）の関係者が参加する協議会等、サプライチェーンの全体最適化を図るためにステークホルダー間の調整メカニズムを実施機関が事業を通じて設立することを計画している。ここで言う全体最適化は、サプライチェーンの各段階での付加価値が見える化された上で、それぞれのステークホルダーが合理的と考える取引の選択肢が実現されることとする。

#### (10) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業においては、園芸農業における本邦技術（農業 ICT 企業や種苗会社、農業 EC 企業、コールドチェーン、カーボンクレジット等）の活用や本邦企業の参入促進を図ることを検討しており、その具体的な内容・方法に関して提案すること。なお、本邦技術・本邦企業の参入促進のための本事業における方策に係る具体的アイデアについて、第3条（2）①に記載している、「The preparatory survey on Haryana sustainable horticulture promotion project in Republic of India : final report : (advanced version)」のパイロット事業の成果も参考にしつつ、プロポーザルで提案すること。
- 本事業において、作物多様化や環境負荷軽減等の対策のために、日本の学術機関等が実施している研究・技術の活用についても検討の上、提案をすること。また、そのために学術機関と協力して、パイロット活動を行い、その実効性を確認することとする。同パイロット活動については再委託での実施を想定している。



### (1 1) 農産物別マーケティング戦略

- 本事業では園芸作物のうち主に果樹と野菜を対象としているが、その他スパイスや花卉を含め幅広く園芸作物のバリューチェーン構築を想定している。バリューチェーンは品目毎に異なることから、品目毎の流通販売状況、州内需給バランス、潜在的な市場、それぞれの担い手・農家のジェンダー比を調査で確認した上で、具体的な作付け作物とマーケット価格に応じた単位当たりの収益を比較し、その収益比較が大きい作物を推奨する、農産物別に販売先とする市場を選定する、それらの決定が農家に与えるジェンダー別インパクトとリスク分析などを含めて、戦略を立てる。また、事業実施段階においてもジェンダー視点に立って、農家が市場情報にアクセスできる体制を検討する。さらに、パンジャブ州産の園芸作物の販売市場は州内またはデリー等の大消費地を想定しているが、海外に輸出する可能性についても検討を行う。
- なお、日本の農林水産省では日本の輸出拡大実行戦略でりんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき、いちご、かんしょ等を輸出重点品目と設定しており、日本から輸出するかんきつと現地市場で競合する品目を支援している。パンジャブ州園芸作物と日本の同戦略で推進される品目の販売市場が重複しないか、重複する場合どのように差別化を図るかにつき検討する。

### (1 2) 慣行栽培技術の確認及び適正技術・普及体制の検討

- 本事業では栽培技術普及体制含め実施機関の能力強化を行うこととしているが、本調査においては行政機関の栽培技術レベル及び農家の栽培技術レベルを確認し、両者のギャップの有無と程度を踏まえて、普及すべき適正技術を検討する。
- 普及体制に関しては、行政機関による普及に加えて、現地の NGO を活用した効果的な普及活動について検討を行う。また、より効果的な作物のマーケティングを行うべく、営農に対する農家のオーナーシップ強化を通じて農家の収入向上を目指す、SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) アプローチの活用可否を検討する。SHEP アプローチでは具体的には、(1) 農家自身が市場のニーズを把握し、(2) 市場ニーズに沿った品質や生産時期を考慮した上で、(3) 農家自らが栽培計画を策定する。農業普及員 (NGO 含む) は、農家に対し右の栽培計画策定の支援を行うとともに、農家に不足している栽培方法や品質の向上に必要な技術を提供することが期待される。そのため、マーケットニーズの捕捉体制、農家への情報伝達体制、マーケットニーズを踏まえての各農家の作付け・収穫調整について検討する。

### (1 3) 生産者団体の立ち上げ・育成計画の策定支援

- 小規模な経営主体である生産者 (農家) が市場にて個々で販売を行っている園芸作物は質、量ともに仲介業者や流通業者等の市場関係者が求める水準に達して

おらず、廉価に取り引きされる、女性生産者は差別や性的ハラスメントに遭うリスクがあるなど、農家の価格交渉力（バーゲニングパワー）が弱い状況がみられる。これらの状況を改善するべく、本事業では、市場での園芸作物取引におけるスケールメリットを創出することを目的として、数百人規模の生産者（農家）で構成される生産者団体の育成・強化、集荷体制や加工・流通の一元化等の共同出荷体制構築支援を行うことを想定している。本調査ではジェンダー視点に立ちつつ、上記生産者団体の立ち上げ、育成支援戦略について検討する。

- 生産者団体の組織化にあたっては、事業裨益者として零細農家でも、また生産者団体は女性農家の参画が少ないケースが散見されるとの指摘があることから、女性農家であっても生産者団体に加盟し、組織化による流通販売上の便益を享受できるよう留意する。
- また、生産者団体を支援するためのシードマネーや維持管理等の運転基金のためファンドの立ち上げやその運営方法等につき調査の中で検討すること。

#### （14）栄養に配慮した（Nutrition Sensitive）活動の導入

- 国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute, IFPRI）によって行われている①栄養不良、②低体重、③低身長、④乳幼児死亡率を元に飢餓を指数化した国際比較によると、Global Hunger Index 2017 でインドは119か国中100位となり、栄養改善が遅れている。また今日のインドでは低栄養問題に加え、過栄養がもたらす課題（成人病患者の増加に伴う医療費の財政圧迫等）を含む二重負荷を抱えており、両課題への対策が課題となっている。本事業においても、ジェンダー視点に立ち、栄養に関する啓発、栄養価の高い農産物の生産・調理方法の普及、学校給食との連携など、食料供給の観点から栄養改善に資する活動について検討する。

#### （15）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、「JICA 環境社会ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。本事業にかかる環境許認可の要否の確認について詳細を確認すること。また、汚染対策・自然環境面・社会環境面について、現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等を確認すること。本事業ではインド国内法上環境影響評価報告書（EIA）の作成は求められていないが、農薬・化学肥料の使用による地下水や土壌への影響が生じないような適切な緩和策や

モニタリング方法を検討し、事業計画に反映していく必要がある。

- 審査の段階でサブプロジェクトが特定されず、事業実施段階でサブプロジェクトのカテゴリ分類及び影響に応じた配慮を行う必要があることから、そのための環境社会影響評価フレームワーク作成を支援すること。
- なお、調査ではサブプロジェクトのロングリスト作成を行う予定であるが、カテゴリ A またはカテゴリ B 相当のサブプロジェクトが含まれないことが確認されたらカテゴリ C に変更することも想定している。各サブプロジェクトの影響の範囲や規模等については JICA に前広に共有すること。

#### (16) ジェンダー主流化

- 調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や性別役割、力関係の現状、ジェンダーに関連する法・政策（農業関連含む）から社会規範・慣習、男女で異なる実際の及び戦略的ニーズや課題、パンジャブ州政府の農業政策におけるジェンダー政策の状況や実施機関におけるジェンダー主流化の状況等、支援対象地域の様々な段階・領域から実施機関の体制・状況まで、ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進の視点を用いて調査分析を行い、ジェンダー課題を抽出すること。また、それらの課題を解決した場合の成果・インパクトを、人権とジェンダー平等の観点及び事業効果の観点の両方から示すこと。さらに、抽出されたジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組を事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

##### 事業内容に反映するためのステップ

- (ア)事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (イ)ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (ウ)ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

#### (17) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

本業務では以下の点に留意する。

- 調査を通じて明らかになった課題に対してデジタル・トランスフォーメーション（DX）を切り口に最適なアプローチを模索し、円借款の本体事業の中での民間連携の在り方を検討する。具体的には、園芸作物の生産性向上や、オンラインマーケットプレイス等のバリューチェーン効率化に資するサービスを提供する日本やインドのアグリテック企業との協働等を実証的に行う。具体的なアイデアがあればプロポーザルで提案すること。
- 第3条（2）①に記載の「The preparatory survey on Haryana sustainable horticulture promotion project in Republic of India : final report : (advanced

version)』や、JICA DXLab 案件で実装された園芸農業に関連する DX も参照し、教訓等を最大限活用する。

(18) 迅速化に向けた検討

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

(19) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）がないか確認し、可能性があれば追求すること。

(20) 相手国関係機関との調整

本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関に加え、農業局等の関係する部局も交え調査及び事業の進め方における整理を図ることが想定される。

## 第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う<sup>4</sup>。
  - 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ

<sup>4</sup> 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
  - 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 事業の背景及び必要性の確認並びに中核課題の分析

- ① 以下の項目について情報収集を行った上で課題分析を行う。パンジャブ州農業セクターまたは対象地域が抱える中核課題が何かを検討したうえで、調査で明らかにすべき問いや仮説を明確に提示すること。JICA は事業の骨格を検討するうえで上記の中核課題の検討や問いの設定やそれらに対応する最適なアプローチの検討等のエクササイズを重視している。上記の調査分析、課題抽出、アプローチの検討においてはできる限りジェンダー視点を盛り込むこと。また、定期的に JICA と協議を行い詳細化に努めること。なお、特に（ア）については、既存のパンジャブ州を対象にした調査結果を活用し、レポート上の記載は簡略化することを可とする。

(ア) 社会経済：人口、産業構造、雇用、社会インフラ、貧困削減状況、識字率、就学率、指定カースト・指定部族の状況等、パンジャブ州の社会経済状況（ジェンダー別）、農業の重要性

(イ) 農業行政：パンジャブ州における農業セクターの現況、法整備、政策、スキーム、実施機関含む関連行政機関の実施体制及び所掌、人材配置、財政状況（過去五年の予算配賦実績含む）

(ウ) 農業技術普及体制：普及活動内容、普及方法・手法、対象農家数、巡回頻度、普及員の学歴及び経歴、研修制度、苗木・種子供給能力

(エ) 農産物バリューチェーン：農作物市場、貯蔵、流通、加工、販売に係るバリューチェーンの状況、形式・類型化、重要なステークホルダーの把握

(オ) 農産物市場状況：州内・州外市場別出荷販売規模、州内における果樹及び野菜の需給状況、農産品の品質、市場取引情報

(カ) 農業食品分野民間企業の動向：州内及びデリー等近郊大都市の農業資機材企業、食品企業、大型小売店等の民間企業の活動・投資状況

(キ) 流通インフラ：貯蔵施設、輸送手段、農産物市場等農産物流通に関連するインフラ整備状況と運営体制、食品ロス率

(ク) 農産物生産体制：穀物等の農産物に係る作付面積、栽培品種・品目、慣行栽培技術、栽培カレンダー、肥料・農薬・種子流通経路、農業機械化状況

(ケ) 園芸作物生産体制：果樹及び野菜に係る作付面積、栽培品種・品目、慣行栽培技術、栽培カレンダー、肥料・農薬・種子流通経路、農業機械化状況

(コ) 基盤整備：水資源、水文、気象、基盤整備（灌漑、農道、圃場等）の現状及び今後の開発計画、水利組合の数及び活動状況、水利費徴収状況

(サ) 農村・農家：営農形態、土地所有・経営形態、作物・品種及び技術の選択基準、市場へのアクセス方法（買取業者との関係含む）、市場情報へのアクセス状況、生計手段、所得構造、農家団体（FPO）の体制・活動内容・財務状況

(シ) 他ドナー支援：事業概要、本事業への教訓、好事例

(ス) NGO：州内で活動している農業関係 NGO の活動状況

(セ) 栄養・その他のジェンダー関連：州内の栄養状況（低栄養及び過栄養）、栄養改善に係る行政の取り組み、農業におけるジェンダー規範、農作業や世帯・コミュニティ内の無償労働の性別役割分担状況、女性グループの活動状況、農業とジェンダーに基づく暴力（SGBV）の関連状況（市場等における性的ハラスメント含む）、実施機関とジェンダー専門機関間の連携状況

なお、上記の情報収集にあたり、再委託調査による調査結果を本事業の協力内容の検討や審査に活用できるよう、再委託調査に係る委託先の調達と作業監理を計画・実施すること。

- ② 本事業の事業計画のレビューを行う。特に各コンポーネントにおける課題、必要性・妥当性、優先順位及び相互の関連性を確認し、その上で主要コンポーネントのアウトプット・アウトカムを体系的に整理する。事業計画で提案されている活動につき、事業目的への貢献、実施機関のマネットやこれまでの取り組み及び成果を確認し、実現可能性を検証する。

#### （5）園芸作物バリューチェーン調査

- ① パンジャブ州の主要な園芸作物に関し、パンジャブ州内やデリー等の大消費地において、バリューチェーン上の主要アクター、バリューチェーンの各段階での付加価値、アクター間の利益の配分、ハイエンド市場ニーズ等の把握を行い、バリューチェーンの類型化と課題の洗い出しを行う。調査対象としては以下を想定しているが、調査方針、調査手法（対象作物の選定方法含む）、調査期間等については、プロポーザルにて提案を行う。

- ② なお、現時点で想定されている対象作物は果樹がキヌア、モモ、ナシ、グアバ、野菜がジャガイモ、エンドウ、ウリ、ニンジン等、その他花卉等。調査手法としては広くアンケートを実施の上、個別インタビューを行うことを想定している。

(ア) 対象品目：野菜 2 品目、果樹 2 品目、花卉又はスパイス 1 品目（調査開始後、実施機関との協議を経て最終的な対象品目を決定）

(イ) サプライチェーン：農家、産地・消費地仲買人及び卸売業者（大手、中小の地場業者を含む）、農村金融機関、アグリテック企業、農業資材供給業者、種子販売・育種会社、農産物輸送会社等

(ウ) 市場ニーズ：大手スーパーマーケットチェーン、食品企業、外食産業（レストラン等）、ホテル、農産物輸出会社等

- ③ また、本調査を実施する際には調査スコープについて JICA 及び実施機関の確認を得る。調査時には、男女別にグループ・インタビューを行う等ジェンダーに配慮する。なお、本園芸作物バリューチェーン調査は受注者による調査計画策定後、現地再委託による実施を想定している。

#### (6) 園芸作物の需要予測

- ① 特に果樹及び野菜の需要に関し、過去の需要の推移や、果樹及び野菜の需要に影響すると考えられる人口増加、経済成長、都市化、世帯所得、世帯間格差等を踏まえ、予測を行う。需要予測結果は本事業で普及する作物及び品種の検討材料とする。

#### (7) 作物多様化の現状分析

- ① パンジャブ州政府は水利用量が相対的に多く環境負荷の大きい穀物栽培から、環境負荷の小さい野菜や果樹等の園芸作物栽培への転換を促す作物多様化スキーム「Mission for Integrated Development of Horticulture (MIDH)」等を策定・実施している。これらの結果達成された作物多様化の実績について情報を収集し、課題についても検討を行う。また、その他パンジャブ州政府が推し進める作物多様化の政策や具体的な実施計画につき情報収集を行う。

#### (8) 大気汚染・地下水枯渇・土壌劣化の現状調査及び環境負荷軽減の効果検討

- ① パンジャブ州における大気汚染（デリー近郊も含む）・地下水枯渇・土壌劣化の現状調査を行う。具体的には、①大気汚染・地下水枯渇・土壌劣化の症状及びその程度、②営農（特に穀物生産）との因果関係を明らかにする。それらの結果を踏まえ、大気汚染、地下水枯渇や土壌劣化等のリスクに対して相対的に環境負荷の小さい野菜等への作物多様化がどの程度の負荷軽減につながるかの定量的及び定性的効果について検討する。

#### (9) 民間企業へのヒアリング

- ① 本事業では民間企業との連携を検討している。連携手段としては①本事業で整備することとしている貯蔵施設、加工施設等を民間企業に運用委託する場合、②本事業で支援を行う農家団体と大型小売店や食品企業等の民間企業が農産物の取引を行う場合、③本事業で支援を行う農家団体と農業資機材企業が取引を行う場合、④農業資機材企業が試験展示栽培を行う場合等を想定している。いずれの場合においても民間企業の意味決定基準を理解し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する意識を持ち、生産者と win-win の関係を構築するため、関連する民間企業へのヒアリングを行う。ヒアリング対象は地場企業、インドのアグリテック企業（スタートアップ含む）、進出済み本邦企業、インド進出

の検討を行っている本邦企業等とする。ヒアリング手法としてはアンケートを通じて具体的に連携可能性がある企業が特定された場合、面談等を通じてより具体的な民間企業の要望・ニーズの把握を行う。また、現在、我が国の農林水産省が中心となって「グローバルフードバリューチェーン戦略」が推進されていることから、右戦略の関連企業へのヒアリングを行う。

#### (10) ブランド化の検討

- ① パンジャブ州産の園芸作物の比較優位や差別化要因について分析の上、パンジャブ州産園芸作物のブランド化の検討を行う。また、ブランド化の検討にあたっては、日本国内でブランド化に取り組んで成功している生産者団体や自治体の事例の参照や、行政官及び農家の本邦研修等、連携可能性を模索する。

#### (11) 学術連携に向けたパイロット活動の実施

- ① 第3条(10)に記載のパイロット活動を実施する。実施前に活動の構想段階で JICA と意見交換を行った上で、詳細計画について JICA の承認を得ることとする。また、同パイロット活動の結果や教訓を踏まえ、日本の学術機関が持つ知見の本事業での活用方法、連携方法、具体的な連携テーマを提案する。

#### (12) 自然条件調査、現地条件調査等

- 本業務では当該項目は適用しない。

#### (13) 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では以下の対応を行う。

- 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。
- 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
  - ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
  - ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
    - A) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
    - B) 「JICA 環境社会ガイドライン」との整合性
    - C) 関係機関の役割
  - ③ 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（カテゴリ C のみスクリーニングする仕組み、体制が備わっているか確認する）
  - ④ 実施機関の環境社会配慮能力（ESMS（Environmental and Social Management System））に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境



社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成)

➤ 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会影響評価フレームワーク案を作成する。環境社会影響評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

- ① プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトの EIA がプロジェクトの承認前に作成されなかった理由
- ② 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
- ③ 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
- ④ 環境アセスメントとサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスメントと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
- ⑤ 住民協議フレームワーク、情報公開方法（サブプロジェクトの EIA の公開方法含む）、異議申立方法
- ⑥ サブプロジェクトの EIA の準備から承認までの借入人／実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- ⑦ モニタリング及び報告体制（JICA への報告体制含む）

#### (14) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。  
事業内容に反映するためのステップ  
（ア）社会・ジェンダー分析を行う。  
（イ）事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。  
（ウ）ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。  
（エ）ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ③ 調査項目として下記を含める。  
（ア）実施機関のジェンダー主流化方針・体制

- (イ) 研修・教育・情報へのアクセス
- (ウ) 農民組織内の意思決定
- (エ) 実施機関とジェンダー専門機関間の連携
- (オ) 関連政策・計画におけるジェンダー主流化の状況
- (カ) 当該国のジェンダー主流化政策
- (キ) 生産活動における性別役割分担
- (ク) 生産活動に必要なサービスへのアクセス

(15) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析<sup>5</sup>

本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

➤ 具体的には、GHG 排出量削減に繋がる取組（稲作と小麦の二毛作から園芸作物への転換による野焼きの低減及び水田からのメタンの排出抑制、本事業において整備する施設への太陽光発電や省エネ機材・機器の導入等）を検討し、効果が確認できる場合には Climate-FIT 緩和版（7. 省エネルギー/機器・設備のエネルギー効率化）を参考に GHG 排出削減量の推計を行う。

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

➤ 具体的には、適応策に繋がる取組（本事業において気候変動の影響（渇水、豪雨、洪水等）に強靱な農法や品種導入が実施され、気候変動下においても安定的な農作物の生産が可能となる等）を検討し、効果が確認できる場合には Climate-FIT（適応版）（1. 農業）を参考に気候リスク評価・適応策検討、裨益人口の推定を行う。

(16) 代替案の検討

本業務では当該項目は適用しない。

(17) 概略設計

➤ 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

<sup>5</sup> パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

- ① 各コンポーネントのインフラ整備（施設園芸整備、貯蔵・加工施設整備、販売施設整備等）

## （18）事業実施計画の策定

➤ 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

### ① 事業戦略

現地調査結果及び第3条の実施方針及び留意事項に基づく調査結果を踏まえ、市場動向（州内・州外）、州政府の能力、品質・品種、バリューチェーンの課題、競争力、関係者との協働等を考慮した、実現可能な事業目標を設定する。また、右目標の達成に向け、作物多様化及びバリューチェーンの構築を通じた持続可能な農業推進及び所得向上の事業戦略を策定する。

### ② 事業計画の詳細化

インテリム・レポートで提案される事業計画改善案や上記事業戦略に基づいて、より詳細な事業計画を記載する詳細事業計画（Detailed Scope of Work）を作成する。詳細事業計画には各活動において以下の情報を含める。なお、民間企業との連携についてはその具体的な方法のアイデアがあればプロポーザルで提案すること。

- 活動内容
- 活動規模
- ステークホルダー及びその役割
- 受益者負担を伴う活動の場合、負担の方法及び負担の内容
- 政府スキームとの連携調整方法
- 学術機関・民間企業との連携方法
- ジェンダー・アクション・プラン（GAP）（ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する取組の計画・実施方法・指標・モニタリングの仕方などを記した計画）

また、事業計画作成の際は、生産、流通、加工、販売等のサプライチェーン上で関連する各活動が統合的に実施されるよう、地域やアクター等に基づき適切な単位をサブプロジェクトとして設定し、それぞれの活動がばらばらに進められることのないように留意する。

### ③ 施工計画

- 各コンポーネントのインフラ整備に係る施工方法・施工技術、施工監理方針・計画、実施工程などを検討し、円借款本体で詳細に検討するためのベースとなる施工計画を策定する。また、主要工事の施工方法、品質管理・安全管理の基本的な考え方、留意事項などを取り纏める。

- ④ 事業対象候補地域及び対象候補農家の選定基準・プロセスの策定及びサブプロジェクトのロングリスト作成
- インテリム・レポートでの提案に基づき、サブプロジェクトとしての事業対象候補地域やサブプロジェクトの中でさらに対象となる対象候補農家の選定基準・プロセスについて実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、JICA に提案する。

(19) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では以下の対応を行う。

- ① 第3条(10)に記載の通り検討の上、JICA に提案する。

(20) 事業実施スケジュールの作成

- ① 活動毎の事業実施スケジュールをバーチャートで作成する(詳細設計、入札書類作成、事前資格審査(PQ)、PQ評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間や、コンサルタントの選定手続きの時期・期間がわかるようにすること)。その際、モンスーン時期、州の予算、現地実施機関及び地元施工業者の能力等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。また、事業の人員体制を踏まえ、想定されるサブプロジェクト数を設定の上、サブプロジェクトが複数のバッチに分けて、全体の事業工程スケジュールを策定する。

(21) 事業費の積算

➤ 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表(積算総括表)のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)

(キ) その他1(融資非適格項目)

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

## ウ) 事業実施者の一般管理費

### ② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。

### ③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

### ④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）<sup>6</sup>、諸経費<sup>7</sup>（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

### ⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

### ⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- 実施時期
- 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- 設計条件・仕様
- 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

### ⑦ PPR におけるコストとの比較

- 実施機関の作成する PPR と本業務において算出されたコストを比較し、差異が見られる場合には、その根拠を詳細に JICA 及び実施機関へ説明する。

## (22) 調達計画の策定

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾

<sup>6</sup> 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）については、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

<sup>7</sup> 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

を得る。

- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② 入札方法、契約条件の設定

- 調達方式
- 契約約款
- 契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法案

- International Consultants の採否
- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

④ コントラクターの選定方針案

- PQ 条件の設定
- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（23）事業実施体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。なお、州レベル・県レベル・ブロックレベルのモニタリング体制と計画を含めること。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 各関係機関の体制

- 各関係機関（政府のみならず、農家、農家団体、民間企業を含む）の本事業における役割と責任を整理する。
- 各機関の能力に関する分析に基づく能力強化策、実施機関と他の機関（政府の他の部局、農家、農家団体、民間企業）との調整メカニズムを整理する。

⑥ 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

能力強化策については、強化に必要な具体的な方策を包括的に Time-bound Action Plan としてまとめて、実施機関との合意形成を行う。強化策は実施機関が主体的に実施するべきものであるべきだが、その一部の実施のために、コンサルティング・サービス、実施機関への人員の補強（支援要員、特定分野専門家等の活用）を入れることも検討する。

(24) 運営・維持管理体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

運営維持管理については、圃場整備や貯蔵・流通インフラ等受益者負担が生じる活動に関しては、農家、農家団体、民間企業などが運営・維持管理の責任を負うことになるが、責任の範囲、意思、能力について確認し、想定され得るリスクを検討のうえ、行政の適切な関与の方法についても検討し、提案する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

## (25) 実施機関負担事項の整理

- ① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）
  - 事業実施に必要な用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。
- ② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）
  - 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。
- ③ 支障物移設
  - 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。
- ④ 事業実施に必要な許認可
  - 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
  - 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

## (26) 免税措置の調査

- 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

## (27) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討<sup>8</sup>

- 本業務では以下の対応を行う。
- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSSの最新版<sup>9</sup>を参照する。
  - 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

<sup>8</sup>概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

<sup>9</sup> JSSSは、仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。



## (28) リスク管理シート (Risk Management Framework) の作成

- 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート (案) を作成する。

## (29) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

- 本業務では以下のとおり対応を行う。
  - 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
  - 特に留意する観点は以下のとおり。
    - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
    - 過去事例を踏まえた課題
    - 既存運営事業者との調整
    - HIV 対策
    - 軍事利用の回避 等

## (30) コンサルティング・サービスの提案

- 本業務では以下のとおり対応を行う。
  - 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模<sup>10</sup>について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
  - コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR (案) を作成する。

## (31) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。
- ① 定量的効果
  - (ア) 内部収益率 (IRR)
    - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率 (EIRR) を算出する。
    - 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率 (FIRR) も併せて算出する。

---

<sup>10</sup> 規模は「業務人月」とする。

- IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
- IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
  - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
  - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

#### (イ) 運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の 2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
  - 事業対象地域の農家所得
  - 作付多様化面積
  - 事業対象地域の地下水使用削減量

#### ② 定性的効果

(ア) 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

#### (3 2) 本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

#### (3 3) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本業務では当該項目は適用しない。

#### (3 4) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第 5 条 成果品」に記載の報告書等<sup>11</sup>を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

<sup>11</sup> 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

(35) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート及びレポート概要説明資料（PPT）	契約締結後 1 カ月前 初回現地調査前	英語	電子データ	
インテリム・レポート及びレポート概要説明資料（PPT）	2025 年 5 月中旬	英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート及びレポート概要説明資料（PPT）	2025 年 9 月中旬	英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	●部
ファイナル・レポート（F/R） （先行公開版）	契約履行期限末日	英語	製本	2 部
		英語	CD-R	1 部
ファイナル・レポート（F/R） （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語 （要約）	製本	4 部
			CD-R	3 部
		英語	製本	8 部
			CD-R	3 部

調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ
-------	----------	------	-------

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- ② 環境社会配慮部分：第4条（13）に係る調査方針、環境チェックリスト（案）

(3) インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、対象地域の社会経済状況・自然条件、農業セクターの現況、実施機関の体制・財務・技術の状況、課題の抽出及び分析結果、事業の必要性、事業計画レビュー分析結果、事業対象地域案、事業対象選定方法案、事業計画概要、事業費概算等
- ② 環境社会配慮部分：第4条（13）の該当項目<sup>12</sup>の机上調査部分、今後の調査スケジュール、調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた環境チェックリスト（案）

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果<sup>13</sup>、要約
- 詳細事業計画（Detailed Scope of Work）
- 概略設計
- 事業実施スケジュール
- 事業費積算
- 事業成果（IRR 分析含む）
- 事業実施・モニタリング体制
- 運営・維持管理体制
- 環境社会配慮
- 調達計画
- Time bound Action Plan 等

<sup>12</sup> 第4条「業務の内容」●)「環境アセスメント」②(ア)「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～(エ)「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。(該当する場合は：●)「住民移転計画」①(ア)「住民移転に係る法的枠組みの分析」、(イ)「住民移転の必要性の記載」。●)「先住民族計画」①(ア)「社会アセスメントの結果」の机上調査部分。) 今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

<sup>13</sup> 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

(5) デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(6) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約、各現地調査時のインタビュー内容を記載した議事録、現場視察等で撮影した写真（30枚程度）
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

(7) ファイナル・レポート（先行公開版<sup>14</sup>）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
  - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
  - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
  - 民間企業の事業や財務に関わる情報、企業秘密となるような特殊ノウハウ等
  - 社会配慮に係る個別の補償額等、個人が識別できる情報や、個人の権利利害を害する恐れのある情報等。ただし、既に公開されている情報を除く。

(8) 調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報<sup>15</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第6条 再委託

- 本業務では、以下1の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。他方、以下2の業務については、日本の学術機関が持つ知見を本事業で活用することを見据え、国内再委託とする。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

項目	仕様	数量	見積の取扱
----	----	----	-------

<sup>14</sup> JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

<sup>15</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

1	園芸作物バリューチェーン調査	第4条（業務の内容） （5）園芸作物バリューチェーン調査の通り。	1	定額計上
2	学術連携に向けたパイロット活動の実施	第3条（実施方針及び留意事項） （10）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進及び 第4条（業務の内容） （11）学術連携に向けたパイロット活動の実施の通り。	1	定額計上

#### 第7条 機材の調達

本業務では機材調達を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：インド
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：パンジャブ州（人口約 2,774 万人（2011 年））
- (3) 案件名：パンジャブ州における持続可能な園芸農業推進計画（Project for Promoting Environmentally Sustainable Horticulture in Punjab）
- (4) 事業の要約：パンジャブ州において、野菜や果樹等の園芸作物への作物多様化支援、バリューチェーン振興のための施設整備・能力強化等を行うもの。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における農業セクター／パンジャブ州の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドにおいて農業は GDP の 14.6% を占め、かつ雇用の 6 割を担う重要産業である（世界銀行（2018））。また、インドは 1960 年代から始まった緑の革命がもたらした生産性の向上もあり、コメや小麦の生産量が世界第二位、コメの輸出が世界第一位である（米国農務省（USDA））等、穀物を中心に、世界的に見て主要な食料生産・輸出国となっている。中でも、パンジャブ州は農業の近代化・大規模化が進み、州面積（50,362km<sup>2</sup>）の約 84% が農業利用されており、インド全国の小麦の約 18%、コメの約 11% を生産するなど農業が主要産業となっている（パンジャブ州園芸局）。

一方、パンジャブ州は地下水枯渇のリスクがインドの中でもっとも大きい地域にあるとされ、州面積の約 8 割でかかる枯渇が問題とされている。特に、同州中部地域では過去 20 年間（2000～2019）で地下水位が平均 9.46m、最大 22.48m 低下し、現在も年間 41.6cm のペースで低下している（パンジャブ州園芸局）等、コメや小麦を中心とした穀物生産における過剰揚水が大きな課題となっている。パンジャブ州政府はかかる状況に対し、水利用量が相対的に多く環境負荷の大きい穀物栽培から、環境負荷の小さい野菜や果樹等の園芸作物栽培への転換を促すため、農家への補助金供与や苗場の整備、圃場・冷蔵施設・販売施設の整備、園芸技術の研修支援等を推進している。しかしながら、同州の園芸農業では栽培技術の普及に課題があることに加え、栽培施設・貯蔵施設・収穫後処理施設等のインフラが十分に供給・整備されておらず、野菜の収穫後の損失は 20～40% 程度あるとされる（パンジャブ農業大学）等、生産性及び品質の観点で改善が必要である。また、実証展示場は北部と中部に計 4 か所しかない等、農家に対する営農支援や市場情報へのアクセスが限られており、市場価格の高いタイミングでの取引を逃しているといった課題も挙げられる。加えて、近年の気候変動により農産物の生産量の低下等の問題が新たに生じている。これらの課題により、農家の園芸農業による収入が限定的となり、作物多様化を阻む要因となっている。

作物多様化支援については、インド行政委員会（NITI Aayog）が策定する農業分野の戦略文書「Doubling of Farmers' Income（2017）」において、高付加価値作物への多様化が農家の所得向上に向けた重要なアクションの 1 つであるとしており、かかる多様化に向けた農家支援予算の割り当てを拡大させている。また、パンジャブ州政府においても、2005 年から進めている「Mission for Integrated Development of Horticulture（MIDH）」等を通じて、園芸農業の生産地拡大やバリューチェーン整備により作物多様化を推進している。更に、「州気候変動アクションプラン 2014」において、農業分野での気候変動への緩和策及び適応策として、園芸作物栽培への転換、及び温暖化耐性の高い品種の普及等を掲げている。

「パンジャブ州における持続可能な園芸農業推進事業」（以下、「本事業」という。）は上記のインド政府の方針に沿いつつ、野菜や果樹等の園芸作物への作物多様化支援、バリューチェーン振興のための施設整備・能力強化等を行うことにより、持続可能な農業の推進及び対象農家の所得向上を図るものであり、インド政府及びパンジャブ州政府における重要事業と位置付けられる。

#### （２）農業セクター／パンジャブ州に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対インド国別開発協力方針（2023年11月）では重点目標として「クリーンな社会経済開発」を定めており、農業の生産性と持続可能性の強化・多角化、バリューチェーンの強化に関連する事業を支援するとしている。対インド JICA 国別分析ペーパー（2018年3月）では開発課題の一つとして「農村部での包摂的成長」を掲げ、農業の生産性改善により農家所得を向上させることが求められると分析されている。また、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）の「5.農業・農村開発（持続可能な食料システム）」において、農業及び関連産業（加工・流通業等）を振興することによって、農家の所得向上を目指すことを掲げており、本事業はこれら方針・分析に合致するものである。さらに、本事業は「自由で開かれたインド太平洋」のための新たなプランにおける取組の柱である食料安全保障に合致するものである。

#### （３）他の援助機関の対応

インド他州ではあるが、世界銀行が1998年にハリヤナ州で園芸作物栽培研修施設の整備支援を実施済み。また、アジア開発銀行はヒマーチャル・プラデシュ州において園芸作物栽培支援を2023年から実施している。パンジャブ州においては、イスラエルとオランダがインド政府との合意に基づき、同州の実証展示場で園芸技術の向上等の支援を行っている。

#### （４）本事業を実施する意義

本事業は、インドの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致する。また、持続可能な農業の推進及び対象農家の所得向上に寄与し、SDGs のゴール1（貧困をなくそう）、ゴール2（飢餓をゼロに、持続可能な農業の促進）、ゴール8（経済成長・雇用）及びゴール13（気候変動対策）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

#### （１）事業概要

①事業の目的：本事業はパンジャブ州において、野菜や果樹等の園芸作物への作物多様化支援、バリューチェーン振興のための施設整備・能力強化等を行うことにより、持続可能な農業の推進及び対象農家の所得向上を図り、もって同州の社会経済発展に寄与するもの。

#### ②事業内容

- ア）園芸作物への作物多様化支援（生産地整備（施設園芸整備等）、生産支援強化（栽培研修等）、研究等）（国内競争入札等）
- イ）バリューチェーン構築支援（生産者団体組織化・能力強化（事業計画策定支援、共同出荷体制構築支援等）、貯蔵・加工施設整備、販売施設整備、民間企業連携促進等（国内競争入札等）



ウ) 州園芸局機能強化 (営農普及体制やマーケティング体制強化、データ管理強化等) (国内競争入札等)

エ) コンサルティング・サービス (詳細設計支援、施工監理、組織体制強化支援等) (ショート・リスト方式)

③事業実施機関／実施体制: パンジャブ州園芸局 (Department of Horticulture, Punjab)

以 上

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：農業セクターに関連する調査（マーケティング戦略・農家組織、園芸栽培技術・作物多様化、持続可能農業（環境負荷軽減策・気候変動対策）に関する業務が望ましい）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）

- ① 対象国及び類似地域：インド国及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

契約期間は2025年1月～2026年2月、この間に3～4回程度の現地調査を行うことを想定しますが、最適な業務工程案について提示して下さい。

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約27.61人月

#### 2) 渡航回数を目途 全28回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への現地再委託を認めます。

#### ➤ 園芸作物バリューチェーン調査

なお、以下の業務については国内再委託を認めます。

#### ➤ 学術連携に向けたパイロット活動

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

##### ➤ JICA インド事務所実施の基礎情報収集調査のファイナル・レポート

##### ➤ 実施機関作成の Preliminary Project Report (PPR)

#### 2) 公開資料

- The preparatory survey on Haryana sustainable horticulture promotion project in Republic of India : final report : (advanced version)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12349387.pdf>
- ヒマーチャル・プラデシュ州とウッタラカンド州のホーティカルチャーにおける市場とのつながりのための革新的デジタル・パスウェイの探求 | JICA について - JICA、  
[https://www.jica.go.jp/about/dx/jicadx/dxlab/project/detail\\_6/](https://www.jica.go.jp/about/dx/jicadx/dxlab/project/detail_6/)
- ウッタラカンド州の園芸農家の生産性向上を目的としたデジタルスマート農業ソリューションの開発 | JICA について - JICA  
[https://www.jica.go.jp/about/dx/jicadx/dxlab/project/detail\\_5/](https://www.jica.go.jp/about/dx/jicadx/dxlab/project/detail_5/)
- 技術協力プロジェクト「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト業務完了報告書（2015 年 11 月）」：[12246575.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12246575.pdf)  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12246575.pdf>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報

の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、JICA 渡航措置が「在外事務所承認」や「安全管理部承認」の地域において現地調査を実施する場合は、調査実施の出発 3 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。特にパンジャブ州アターリー一国境付近などへの渡航はより余裕を持って事前に相談すること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 10 月追記版））」を参照してください。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第 1 章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**133,336,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

**※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### （4）定額計上について（該当する口にチェック）

**■ 本案件は定額計上があります（10,000,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

【記載例】

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	園芸作物バリューチェーン調査	第4章 業務の内容 (5) 園芸作物バリューチェーン調査	3,000,000円	調査費一式	現地再委託
2	学術連携に向けたパイロット活動	第4章 業務の内容 (11) 学術連携に向けたパイロット活動の実施	7,000,000円	活動費一式	国内再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

